

桑折町地域まるごと省エネ計画

【 桑折町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 】

2024 年（令和6年）2月

福島県桑折町

目次

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景・意義	1
1. 地球温暖化の現状と影響	1
2. 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向と国内の動向	2
3. 福島県と桑折町の地球温暖化対策	2
第2節 計画の基本的事項	5
1. 計画の定義と位置づけ	5
2. 計画の期間、基準年度と目標年度	5
3. 計画の対象等	5

第2章 現状

第1節 環境特性	6
1. 地勢と気候	6
2. 人口構造と将来推計	7
3. 産業構造	7
4. 交通	8
5. 土地利用、みどり	8
6. ごみ	9
7. 再生可能エネルギー	9
8. 省エネルギーの取り組み（町のこれまでの取り組み）	11
第2節 温室効果ガス排出状況	11
1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法	11
2. 温室効果ガス排出量の推移	11
3. 部門別温室効果ガス排出量	12

第3章 計画の目標

第1節 目指す将来像	14
第2節 温室効果ガス総排出量削減目標	15

第4章 温室効果ガス削減・抑制のための取り組み

第1節 基本目標	16
第2節 施策と取り組み	18
1. 町の施策・事業	18
2. 町民・事業者の取り組み	23

第5章 重点プロジェクト	24
第6章 計画の推進	
第1節 計画の推進体制	26
第2節 計画の進捗管理	27
用語集	28

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景・意義

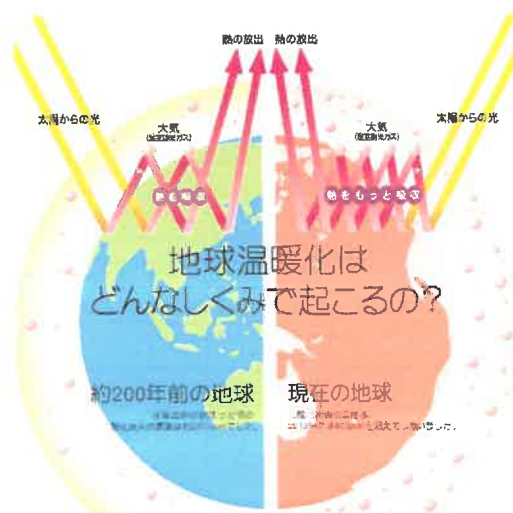
1. 地球温暖化の現状と影響

(1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。世界の平均気温は、1850 年～1900 年に比べて 2011 年～2020 年で 1.1℃上昇し、特に 1970 年以降の世界平均気温の上昇は、過去 2000 年間のどの 50 年間よりも加速している状況です。

このままでは、世界の平均気温は 2030 年代前半までに工業化以前と比べて 1.5℃に到達する可能性があることが指摘されています。全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するために、今後 10 年間の温室効果ガス削減対策が非常に重要となっています。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

(2) 気候変動の影響

気温が高い状態が長期化すると、気候のパターンが変化し、通常の世界のバランスが崩れます。これにより、人間と地球上の他のすべての生命体が多くのリスクにさらされます。

地球温暖化に伴う気候変動の将来リスクとして、海面上昇・高潮や洪水・豪雨など 8 つの主要リスクが挙げられています。

日本でも、記録的な大雨による河川氾濫や土砂災害の被害、非常に強い台風による大雨暴風被害、高温による熱中症救急搬送人員の増加など、気候変動の影響による気象災害が既に発生している状況です。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内の動向

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球の温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015（平成 27）年 12 月には、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、『世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、また、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標』などを決定しました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、1997（平成 9）年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の 1.5℃特別報告書（2018 年）において 1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源二酸化炭素を 2050 年前後に正味ゼロに抑える必要があると公表されたことを契機に、2050 年までの排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速しています。2021（令和 3）年 10 月、11 月に英国・グラスゴーで開催された COP26 では、2℃目標からより高い目標の 1.5℃目標を目指すこと、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内動向

日本は、2015（平成 27）年 7 月に、日本の温室効果ガスの排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出し、「パリ協定」に基づき、2016（平成 28）年 5 月に、その達成に向けた具体的な取組を定めた、「地球温暖化対策計画」を策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正しています。

その後、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化したことから、2020（令和 2）年 10 月には菅総理大臣が、『2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す』ことを宣言し、2021（令和 3）年 4 月に、野心的な 2030 年度の目標として、『2013 年度比で 46%削減、更に 50%の高みに向けて挑戦する』ことを掲げました。

2021（令和 3）年 5 月には改正「地球温暖化対策推進法」が成立し、基本理念に『2050 年までの脱炭素社会の実現』が明記されたほか、第 21 条第 4 項に地方公共団体の事務事業に加え、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が、指定都市等を除く市町村においても努力義務として求められることとなりました。同年 10 月には「地球温暖化対策計画」及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が改定されています。

このほか、2018（平成 30）年 6 月には、「気候変動適応法」が公布され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。2018（平成 30）年 11 月には「気候変動適応計画」が策定（2021（令和 3）年 10 月改定）されています。

また、熱中症対策強化のため、2023（令和 5）年 4 月に「気候変動適応法」が改正、「熱中症

対策実行計画」が閣議決定され、市町村は指定遮熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し、熱中症警戒アラートを受けて開放することなどが定められました。

3. 福島県と桑折町の地球温暖化対策

（１）福島県の地球温暖化対策

福島県では、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「福島県地球温暖化対策推進計画」を策定し、取組を推進しています。2021（令和3）年12月に改定された計画では、『県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進による福島県2050年カーボンニュートラルの実現』を基本目標に掲げ、温室効果ガス排出削減目標（基準年度2013年度）として、2050年度実質ゼロ（カーボンニュートラル）に向けて、2030年度マイナス50%及び2040年度マイナス75%に設定しています。温室効果ガスの排出抑制（緩和策）と避けられない気候変動への適応（適応策）を地球温暖化対策の両輪として推進することを基本姿勢に取り組んでいくとしています。

図表福島県地球温暖化対策推進計画「温室効果ガス排出抑制等に関する施策」

第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する施策	
視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底 (1) 分野横断 地球にやさしい「ふくしま」県民会議を中心とした県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進等 (2) 産業、民生業務部門 産学官金の連携による中小企業の脱炭素化に向けた取組支援等 (3) 運輸部門 電動車への転換、公共交通機関の利用促進等 (4) 民生家庭部門 ライフスタイルの変革、電化の促進等 (5) 廃棄物部門 廃棄物の排出抑制等の推進、環境に配慮した製品等の購入促進等	視点4 環境・エネルギー関連産業の活性化 (1) 環境・エネルギー関連産業の育成・集積 再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積、再生可能エネルギー・水素関連産業を担う人材の育成等 (2) 環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大 再生可能エネルギー・水素関連分野における販路拡大・海外展開等 (3) 新技術の研究・開発 再生可能エネルギー・水素等関連技術開発・事業化の推進、福島イノベーション・コースト構想における実用化開発等の推進等 (4) 水素社会に向けた対応 燃料電池自動車等の導入の推進、水素社会実証地域モデルの形成等
視点2 再生可能エネルギー等の最大限の活用 (1) 再生可能エネルギー等の導入推進 太陽光、風力等の再生可能エネルギー導入支援、公共施設等への率先導入、水素の利活用の推進等 (2) 地域循環型の再生可能エネルギーの利用推進 バイオマス発電事業への支援、木質系・農業系バイオマスエネルギーの利用促進 (3) 再生可能エネルギー導入からカーボン・オフセットへの展開 再エネ導入によるCO2削減量のクレジット化の周知、展開支援	視点5 未来のための環境・エネルギー教育の推進 (1) 環境・エネルギー教育の充実 学校教育での環境・エネルギーへの意識醸成、森林環境教育の推進等 (2) 指導者の養成 森林環境教育の人材育成、うつくしま地球温暖化防止活動推進員の育成
視点3 持続的な吸収源対策の推進 (1) 森林吸収量確保 森林整備の推進、林業就業者の育成等 (2) 都市緑化の推進 都市公園等の緑地拡大等 (3) 藻場・干潟による吸収量確保 CO2吸収や水質浄化等の多面的機能を持つ藻場・干潟の保全	視点6 脱炭素型の地域づくりの推進 (1) 持続可能なエネルギー社会の構築 自家消費の推進、県産再生可能エネルギーの利活用拡大等 (2) 環境負荷の少ないまちづくりの推進 小売商業施設の適正な配置、交通渋滞の緩和、解消等 (3) 港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成

（２）桑折町の地球温暖化対策

桑折町では、2007（平成19）年度に第1期、2011（平成23）年度に第2期、2017（平成29）年度に第3期、2021（令和3）年度に第4期として「桑折町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）＊」を策定し、自らの温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進めてきました。

また、2019（令和元）年度には、第1期となる「桑折町地域まるごと省エネ計画～桑折町地球

温暖化対策実行計画（区域施策編）～」策定するとともに、2021（令和3）年度には、第2期桑折町再生可能エネルギー導入推進計画を定め、省エネと再生可能エネルギーの促進に取り組んできました。

しかしながら、2050年のカーボンニュートラル達成のためには、町・事業者・町民、一体となり、あらゆる面において、温室効果ガスの排出削減に共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。このことから、本町の自然的条件や社会的条件のもと、町・事業者・町民の全ての主体が地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進する必要があることから、このたび「桑折町地域まるごと省エネ計画～桑折町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」(以下、「地域まるごと省エネ計画」という。)を改定しました。

第2節 計画の基本的事項

1. 計画の定義と位置づけ

「地域まるごと省エネ計画」とは、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、省エネルギー等の取組内容や目標値などを明確化し、地域ぐるみで脱炭素の取組を推進していくために、福島県内の市町村で策定される計画です。本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとし、本法律に基づき、温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組を推進していくものとし、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとします。

また、「地域まるごと省エネ計画」は、桑折町総合計画*、桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略*、桑折町再生可能エネルギー導入推進計画*等、本町の各種計画や事業等との整合・連携を図るものとします。

2. 計画の期間、基準年度と目標年度

「桑折町まるごと省エネ計画」の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次とします。

計画期間	2024年度（令和6年度）～2030年度（令和12年度）
基準年度	2013年度（平成25年度）
目標年度	2030年度（令和12年度）

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、法や条例の制定・改廃、国や県の計画の改定、本町の上位計画の改定などの際は、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

3. 計画の対象等

「地域まるごと省エネ計画」の対象地域は、本町全域とします。また、対象温室効果ガスは、エネルギー起源CO₂、非エネルギー起源CO₂（一般廃棄物*由来の廃棄物）とします。対象部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。

図表1 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源CO ₂	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

第2章 現状

第1節 環境特性

本町の温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを検討するにあたり、必要となる区域の自然*又は社会的特性と課題は、以下のとおりです。

1. 地勢と気候

本町は福島県中通り地方の北端部に位置しており、県庁所在地である福島市から約13kmです。町の中央部を一般国道4号、東北縦貫自動車道、JR東北本線及び東北新幹線が南北に縦断し、2020（令和2）年度には、相馬福島道路（霊山～福島）が開通するなど、交通の利便性に恵まれた町です。また、阿武隈川の清流と緑豊かな半田山があり、恵まれた自然の中で、もも、りんご、ぶどうなど多くの果樹の栽培が盛んに行われています。

気候は、夏は高温多湿で年間の降水量は比較的少なく、冬は寒冷という内陸盆地特有の気候です。冬には積雪もみられ、“半田おろし”という地域固有の季節風が強い地域です。

1955（昭和30）年に、旧桑折町、睦合村、伊達崎村、半田村の1町3ヵ村が合併した町であり、旧町村単位は現在も行政単位として活用されています。

図表2 地域の特性

桑折地域	「公共施設や商業施設の集積する町の中核地域」 本町の中央に位置し、地域全体は比較的平坦な地形となっています。南部の阿武隈川沿いの低地を除いて市街化区域に指定され、教育・文化、行政機関、医療施設、事業所、工場、店舗等が立地し、中核となっています。
睦合地域	「歴史・文化や穏やかな風景に恵まれた、農村集落が点在する地域」 本町の南西部に位置し、山地・丘陵地が大半を占めています。丘陵地の果樹園や平坦地の水田など農地が多く、幹線道路沿い、睦合小学校周辺を中心に集落が形成されています。穏やかな農村風景に恵まれ、また北部には国史跡である「桑折西山城跡」があり、観光資源として整備しています。
伊達崎地域	「阿武隈川沿いに広がる町の農業の中心となっている地域」 本町の東部に位置し、大部分が平坦地で、農業生産基盤も整い、本町農業の中心地となっています。阿武隈川やこおり桃源郷、水田などの田園風景が美しい地域です。また醸芳中学校周辺は、町民体育館などのスポーツ施設や公共施設の集積もみられます。
半田地域	「半田山に抱かれた、農業と観光レクリエーションに恵まれた地域」 本町の北西部に位置し、西側が山地、東側が平坦地となっています。半田山及び半田沼一帯は、治山、治水、水源かん養のみならず、保健休養、観光レクリエーションの場としても重要な役割を担っています。また冬季には、半田おろしと呼ばれる風が強い地域です。国見町との境界に公立藤田総合病院があり、市街化区域の飛び地となっているほか、地域全体に集落が散在しています。

【(出典) 桑折町都市計画マスタープラン、桑折町移住定住情報】

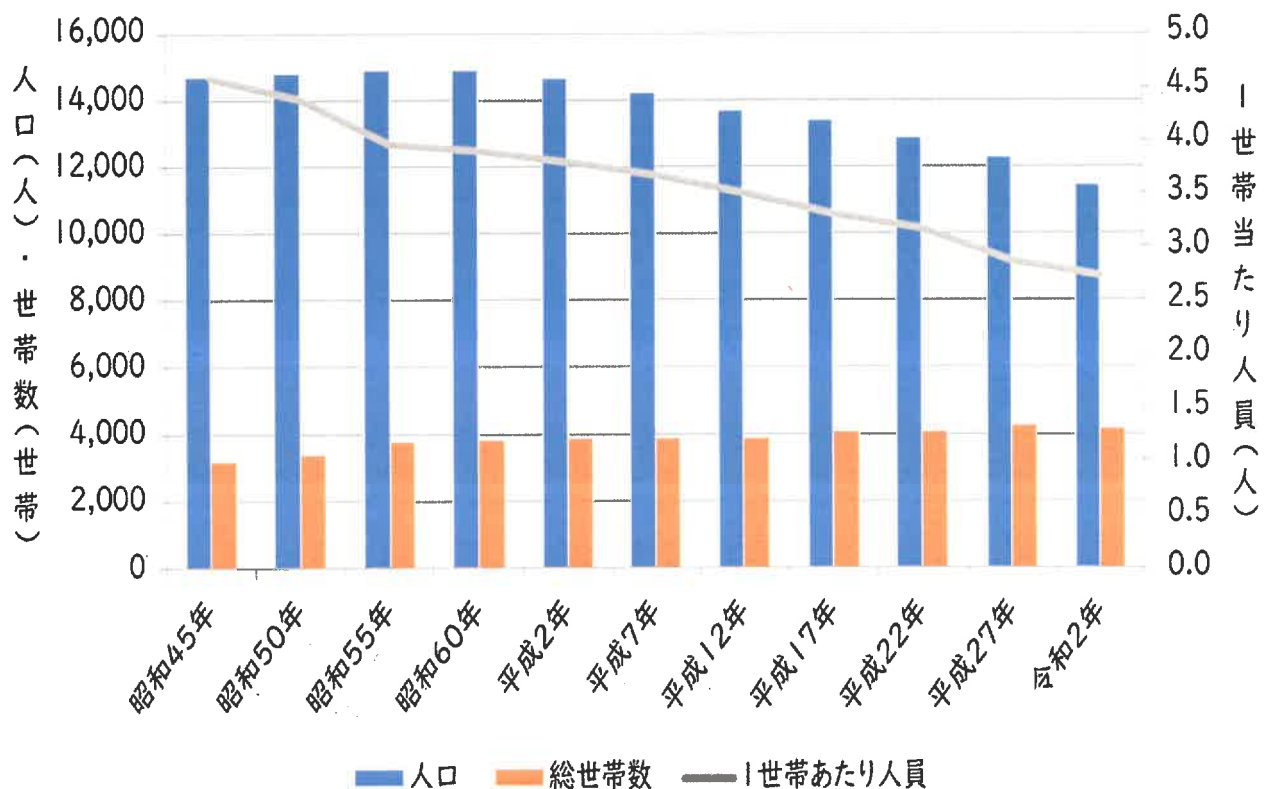
2. 人口構造と将来推計

国勢調査に基づく本町の人口は、1970（昭和45）年の14,723人から1985（昭和60）年まで増加を続け14,918人となりましたが、1990（平成2）年からは減少に転じ、2020（令和2）年には11,459人となっています。

世帯数は、1970（昭和45）年の3,217世帯から2015（平成27）年までは増加傾向となっておりましたが、2020（令和2）年には4,194世帯と減少となっています。

一方、1世帯当たりの人口は、1970（昭和45）年の4.58人から減少傾向のまま推移しており、2022（令和2）年には2.73人となっています。

図表3 桑折町の人口・世帯数の推移

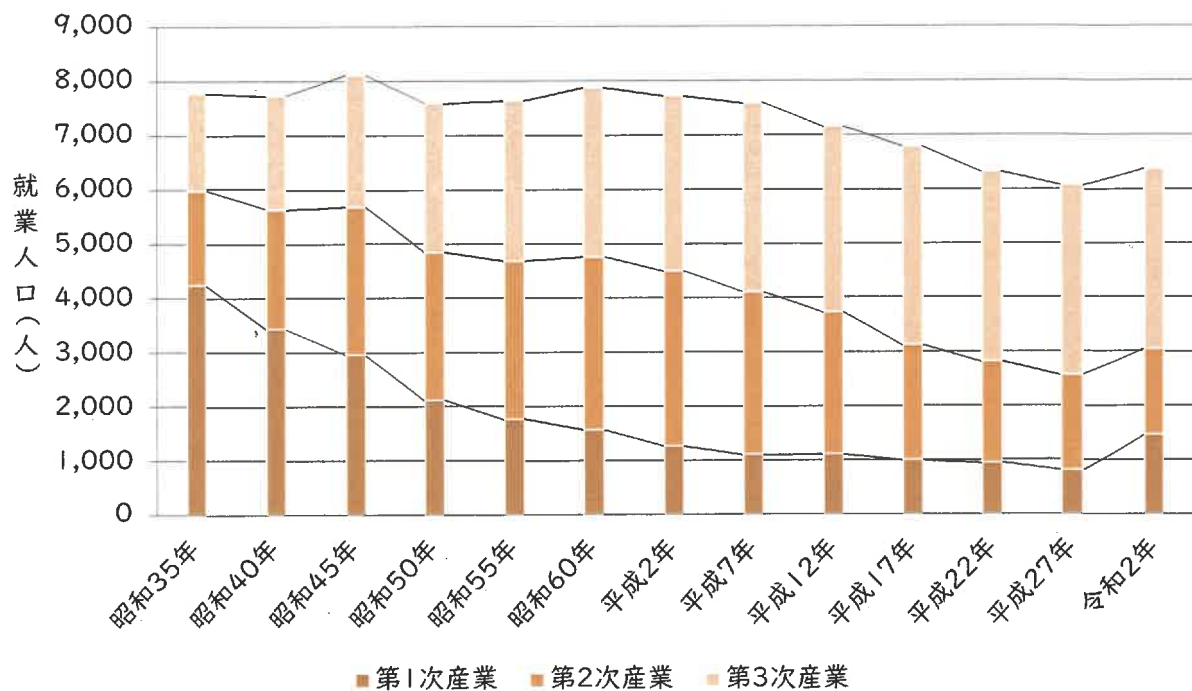


【（出典）桑折町の統計】※国勢調査より】

3. 産業構造

本町の産業は、総生産額ベースでは第2次産業の割合が高くなっています。中でも製造業に関連した事業所が多く見られ、桑折工業団地には自動車部品製造業の事業所をはじめとした約30社が集積しています。また、国勢調査を基にした産業別就業人口は、2020（令和2）年調査において、第1次産業が733人（12.7%）、第2次産業が1,587人（27.5%）、第3次産業が3,326人（57.7%）です。なお、農業従事者は60歳以上が6割以上を占め、後継者不足も課題です。

図表 4 産業別就業人口



【(出典) 桑折町の統計】※国勢調査より】

4. 交通

本町の中央部を一般国道 4 号や東北縦貫自動車道が南北に縦貫しており、仙台圏にも 1 時間強で移動可能です。また令和 2020（令和 2）年には、相馬福島道路（霊山～福島）も開通したことから、移動手段には自動車の利用が多くなっています。

車保有状況は、2014（平成 26）年までは緩やかな増加傾向で推移していましたが、最近は減少傾向にあります。乗用車と軽四輪車（軽自動車）を合わせて、2022（令和 2）年は 8,996 台となっています。

公共交通機関は鉄道、路線バス、タクシーです。鉄道は、JR 東北本線と JR 東北新幹線が縦貫しており、桑折駅が利用されています。路線バスは、福島交通㈱により 2 路線運行しています。利用者は鉄道とバスともに減少傾向にあります。また、タクシーは、町内に事業所が 1 社あり、病院やスーパーなど目的地まで移動可能な交通手段として利用されています。

5. 土地利用、みどり

本町は総面積の多くを田、畑、山林などが占める緑豊かな町です。地籍別面積の割合では 2013（平成 25）年から 2022（令和 2）年までの 9 年間で、宅地が約 440 a 増え、二酸化炭素の吸収源となる田、畑、山林は合わせて 2,270 a 減少しています。

図表 5 土地利用状況

地籍別面積(各年1月1日現在)

単位:㍔

調査年	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
H25年	429,700	64,150	69,100	29,590	290	69,630	590	5,420	8,650	182,290
H26年	429,700	64,070	69,010	29,640	290	69,620	590	5,410	8,730	182,340
H27年	429,700	64,040	68,930	29,710	290	69,590	590	5,410	8,720	182,420
H28年	429,700	61,210	70,850	29,720	290	69,640	590	5,410	8,720	183,270
H29年	429,700	61,010	70,860	29,730	290	69,650	590	5,410	8,720	183,440
H30年	429,700	60,890	70,820	29,740	290	69,650	2,620	3,380	8,720	183,580
R 1年	429,700	60,860	70,790	29,780	290	69,620	590	5,430	8,700	183,640
R 2年	429,700	60,690	70,640	29,930	290	69,610	590	5,430	8,860	183,660
R 3年	429,700	60,630	70,350	30,030	290	69,630	590	5,390	8,880	183,910

【(出典) 桑折町の統計から作成】

6. ごみ

本町のごみ排出量は、東日本大震災や福島県沖地震並びにコロナ禍の影響もあり、近年増加傾向となっており、ごみの減量化は喫緊の課題となっています。

図表 6 年度別家庭ごみ処理状況

年度別家庭ごみ処理状況

単位:t

調査年度	可燃物	不燃物	資源ごみ	再生利用量			粗大ごみ
				廃プラ	ガラス・ビン	ペットボトル	
H25年度	2,779	135	555	58	146	40	305
H26年度	2,799	122	522	59	141	38	333
H27年度	2,750	107	526	64	142	37	312
H28年度	2,695	94	451	61	130	35	278
H29年度	2,711	97	413	60	134	31	295
H30年度	2,436	86	381	59	117	33	157
R 元年度	2,746	98	371	62	112	33	322
R 2年度	2,760	138	407	68	112	33	361
R 3年度	2,667	121	400	70	102	33	412

※収集ごみ+家庭持込ごみ

7. 再生可能エネルギー

省エネルギーを推進するとともに、本町の地域特性にあった再生可能エネルギー*の導入を町・事業者・町民が一体となり積極的に推進しています。

図表 7 再生可能エネルギー設備導入の重点取り組み

太陽光の有効活用	・住宅用太陽光発電*設備設置補助制度について、町民に対する一層の普及啓発及び情報提供と太陽熱利用設備への補助検討 ・災害時避難所及び防災拠点へ自家消費型再生可能エネルギー発電設備の導入 ・遊休土地へ太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入検討 ・日常的にお湯を使う公共施設への太陽熱利用設備の導入検討
水力の有効活用	・地域振興や農業振興のためのマイクロ水力発電の検討
バイオマス*の有効活用	・日常的にお湯を使う公共施設への木質バイオマス熱利用*の導入検討 ・バイオマス燃料ストーブ設備設置補助制度について、町民に対する一層の普及啓発及び情報提供と、事業者向けの補助制度の検討
風力の有効活用	・町民及び事業者向けの小風力発電設備*設置補助制度の検討 ・災害時避難所及び防災拠点に小風力発電の設置の検討
温度差熱*の有効利用	・町民及び事業者向けの温度差熱発電設備設置補助制度の検討
地中熱の有効活用	・公共施設における導入 ・町民及び事業者向けの地中熱発電*設備設置補助制度の検討

【(出典) 桑折町再生可能エネルギー導入推進計画】

8. 省エネルギーの取り組み（町のこれまでの取り組み）

本町では、桑折町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省エネルギー対策、省資源・ごみの削減、環境に配慮した調達の推進、施設のエコ改修、公共工事における環境負荷の低減、再生可能エネルギー導入の拡大などの行動から、温室効果ガスの排出削減に努めています。

また、家庭や事業所からの温室効果ガス排出量削減に向け、町広報紙やホームページによる省エネ行動の周知・普及啓発、再生可能エネルギー設備設置に対する補助金制度創設などの取り組みを進めています。

第2節 温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

「地域まるごと省エネ計画」の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO₂ と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO₂ です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出します。

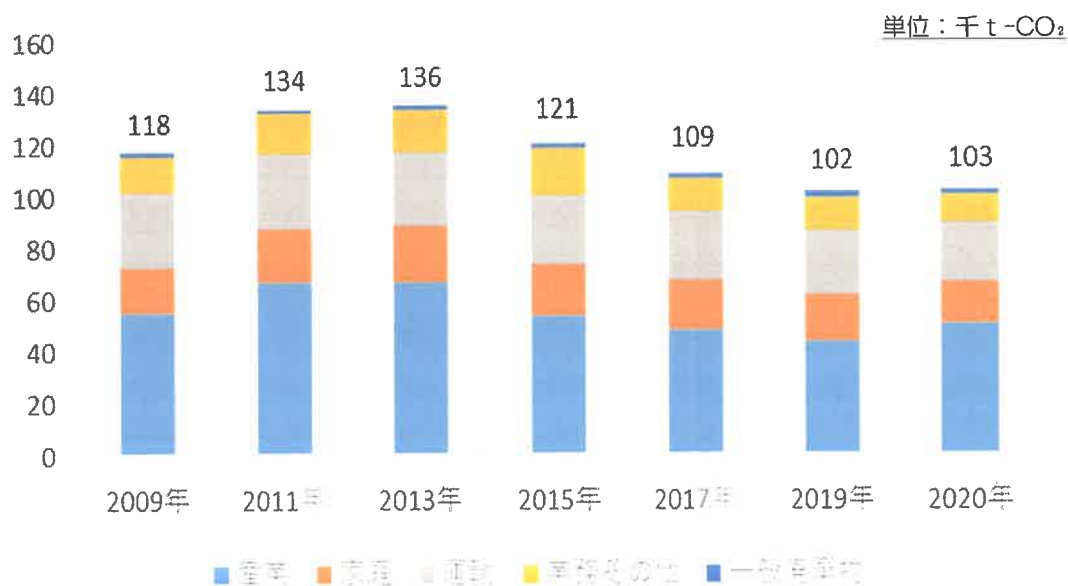
本町の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」を参照しています。

2. 温室効果ガス排出量の推移

本町からの温室効果ガス排出量は、2010（平成 22）年までは、微増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、それ以降は増加傾向にありましたが、直近の 2020（令和 2）年度の排出量は、約 103 千 t-CO₂ と減少に転じています。

図表 8 温室効果ガス排出量の推移

桑折町温室効果ガス排出量の推移



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」】

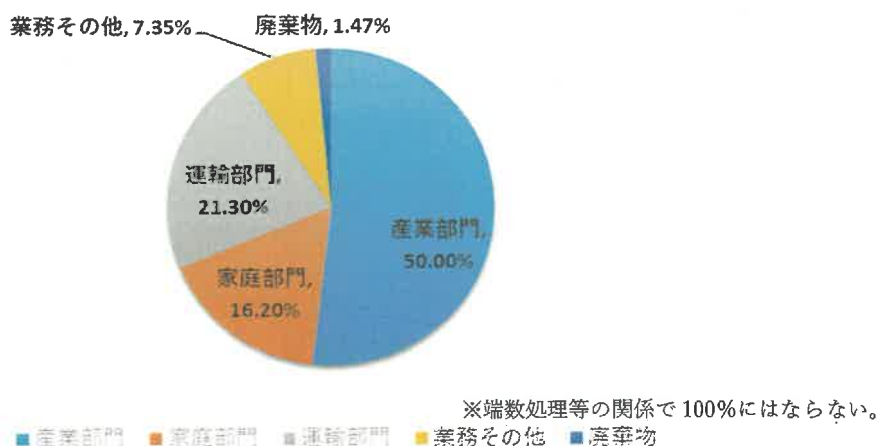
3. 部門別温室効果ガス排出量

基準年度となる 2013（平成 25）年度の本町における部門別温室効果ガス排出量は、136 千 t-CO₂であり、その内訳は、産業部門からが 50%、次いで運輸部門が 21.3%、家庭部門が 16.2%、業務その他部門が 7.35%、一般廃棄物からの排出量が 1.47%となっており、県や全国と比較すると、産業部門の占める割合が多く、業務その他部門の割合が少なくなっています。

部門別温室効果ガス排出量の推移では、業務その他部門で増加、家庭部門と廃棄物分野で減少している状況です。

図表 9 2013（平成 25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳

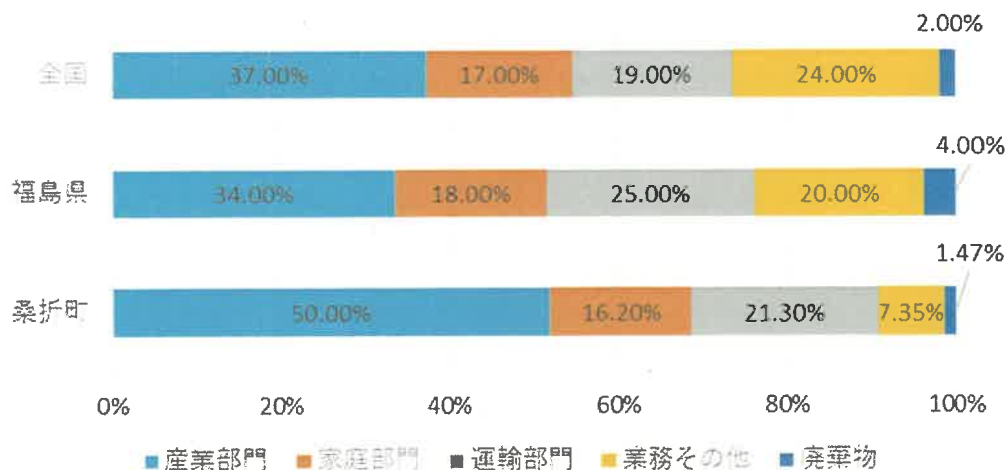
部門別温室効果ガス排出量（2013年度）



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO2 排出量の現況推計値」】

図表 10 部門別温室効果ガス排出量（県・全国との比較）

部門別排出量（県・全国との比較）



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO2 排出量の現況推計値」】

図表 11 部門別温室効果ガス排出量の推移

部門等	2013（平成25）年度		2020（令和2）年度			
	排出量 (千 t -CO ₂)	構成比	排出量 (千 t -CO ₂)	構成比	2013年度 比増減量 (千 t -CO ₂)	増減率
合計	136		103		-33.0	-24.26%
産業部門	67	50.00%	52	50.49%	-15.0	-22.39%
製造業	57	41.92%	49	47.57%	-8.0	-14.40%
建設業・鉱業	1	0.74%	1	0.97%	0.0	0.00%
農林水産業	9	6.62%	2	1.95%	-7.0	-77.77%
業務その他部門	10	7.35%	11	10.68%	1.0	10.00%
家庭部門	22	16.20%	15	14.57%	-7.0	-31.82%
運輸部門	29	21.30%	23	22.33%	-6.0	-20.69%
自動車	28	20.59%	22	21.36%	-6.0	-21.43%
旅客	14	10.29%	11	10.68%	-3.0	-21.43%
貨物	14	10.29%	11	10.68%	-3.0	-21.43%
鉄道	1	0.74%	1	0.97%	0.0	0.00%
船舶	0		0		0.0	
廃棄物分野（一般廃棄物）	2	1.47%	2	1.95%	0.0	0.00%

【（出典）環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」】

第3章 計画の目標

第1節 目指す将来像

「桑折町総合計画 献上桃の郷こおり未来躍動プラン」では、「目指す未来像・あるべき姿」を以下のように定めています。

「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」

本計画においてもこの将来像を環境面で目指すとともに、2050年における脱炭素社会を見据えて地球温暖化対策に取り組むものとします。

また、地域の環境・社会・経済の統合的な向上に向けて、持続可能な開発目標「SDGs」にも配慮します。

図表 12 持続可能な開発目標「SDGs」



第2節 温室効果ガス総排出量削減目標

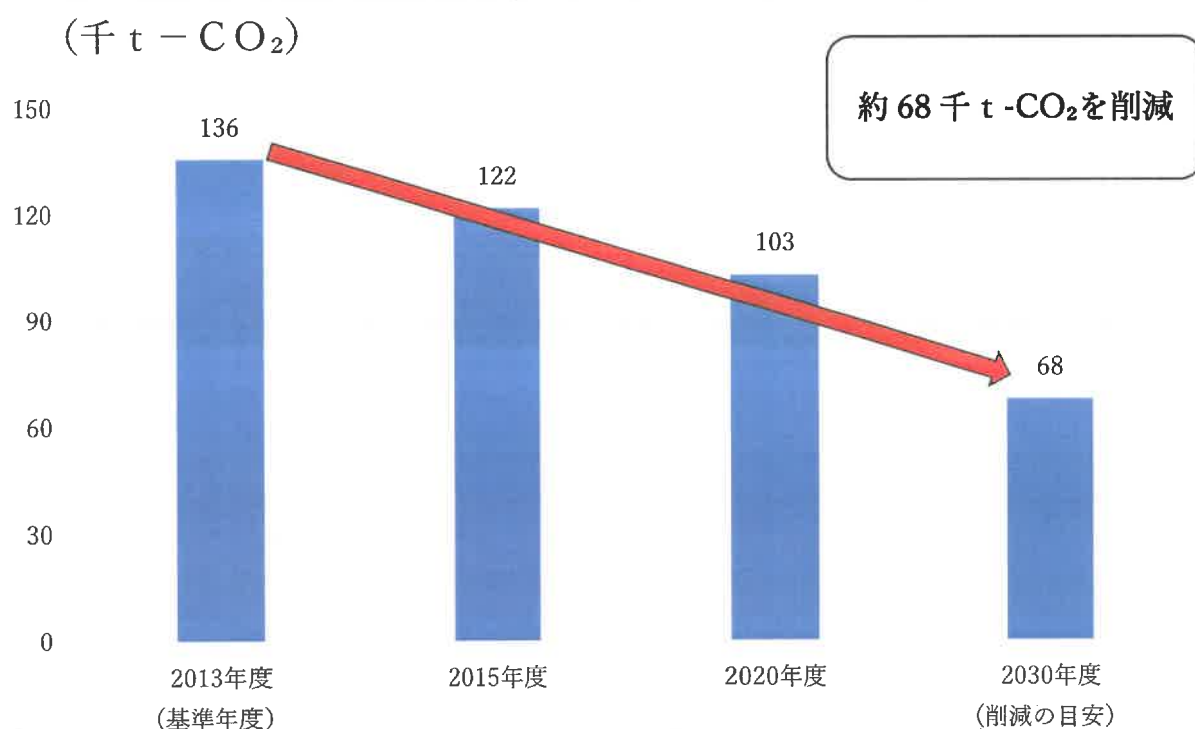
国では、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、2021（令和3）年4月に、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける」とする目標を示しました。また、福島県は、「基準年度（2013年度）比で2030年度までに50%削減する」ことを目標に掲げています。

本町の温室効果ガス排出量の削減目標は、国及び県の目標を踏まえ以下のとおり設定します。

削減の目安

**2030年度（令和12年度）までに、
2013年度（平成25年度）比で50%削減**

図表 13 温室効果ガス総排出量削減の目標



本町の温室効果ガス排出量の将来推計では、何も対策を講じない現状すう勢でもある程度の減少が見込めることが予想されますが、削減目標の達成に向け、温室効果ガスを着実に減らしていく必要があります。取り組みについては、次頁以降で示します。

第4章 温室効果ガス削減・抑制のための取り組み

第1節 基本目標

本町の望ましい環境像「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」を見据え、将来像実現のための3つの方向性を踏まえながら、以下の基本目標のもとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な取り組みを推進していきます。

基本目標1

再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電時において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱やバイオマス熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

桑折町再生可能エネルギー導入推進計画に基づきながら、本町の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入・活用に取り組むとともに、町内において再生可能エネルギー利用促進やエネルギーの面的利用の積極的な取り組みを推進します。

基本目標2

省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減には、エネルギー消費量の削減が欠かせません。町・事業者・市民が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取り組み推進にあたっては、省エネ型設備機器の導入等ハード面と日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取り組み、双方を推進していきます。

基本目標3

脱炭素型まちづくりの推進

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積などにより、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、都市構造の集約型への転換や公共交通網の再構築、都市のエネルギーシステムの効率化等を将来的に目指した脱炭素型のまちづくりが必要とされます。また、建物自体の脱炭素型への転換も重要です。このほか、吸収源となる森林の保全にも配慮することがカーボンニュートラル実現のためには必要となります。

脱炭素型まちづくりの推進のため、市街化区域の都市機能集積の推進や公共交通機関の利用促進、次世代自動車の普及促進、町森林整備計画に基づく森林資源の整備や保全等に取り組んでいきます。

基本目標4

循環型社会の推進

4R*（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル、廃棄物等の発生抑制・低減、資源の再使用・再生利用）の取り組みによるエネルギー起源 CO₂ の排出抑制等で、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減に努めます。

基本目標5

適応策の推進

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出削減等による「緩和策」と気候変動に伴う影響を防止・軽減する「適応策」の2つがあり、共に取り組むべき課題です。局所的な豪雨等による自然災害や農林業・生態系への影響、熱中症対策など多様な取り組みが必要とされており、また、その影響について適切に把握することも重要となります。

気候の変動に伴う影響に対し、備えと新しい気象条件を利用した「適応策」に取り組んでいきます。

基本目標6

多様な人々が取り組む環境づくり

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるような仕組みが必要です。また、低炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます。

このように、取り組み全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組める環境づくりに努めます。

第2節 施策と取り組み

1. 町の施策・事業

(1) 施策体系

本町の地球温暖化対策は、以下の体系で実施していきます。

また、「地域まるごと省エネ計画」に記載された施策・取り組みのみならず、本町で実施する全ての事業において地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

図表 14 地球温暖化対策の施策体系

将来像	
「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」	
基本目標	施策
1. 再生可能エネルギーの導入・利用促進	①太陽光発電等の普及促進
	②多様な再生可能エネルギーの活用の推進
2. 省エネルギーの推進	①事業者の省エネルギーの推進
	②町民の省エネルギーの推進
	③町の省エネルギーの推進
3. 脱炭素型まちづくりの推進	①脱炭素型車社会づくりの推進
	②省エネルギーに配慮した建物への転換の促進
	③吸収源となる森林の保全・活用
	④地産地消の促進
4. 循環型社会の推進	①ごみの減量化・資源化促進
5. 適応策の推進	①適応型防災対策の推進
	②適応型健康対策の推進
6. 多様な人々が取り組む環境づくり	①情報交換の場の醸成
	②体験・学習の場の創出

(2) 施策・事業

基本目標 1

再生可能エネルギーの導入・利用促進

施策指標	現状 2023 年度（令和 5 年度）	目標 2031 年度（令和 13 年度）
目標とする再エネによる発電量	町内エネルギー需要の 9.9%に相当する発電量	町内エネルギー需要の 40.0%に相当する発電量
公共施設等への太陽光発電施設 等の設備導入率	14.2%	40.0%

取り組み

①太陽光発電等の普及促進

- 住宅用太陽光発電システム・定置用リチウムイオン蓄電池システム・V2H の設置費補助制度に関する情報提供・普及啓発
- 太陽光発電システム・定置用リチウムイオン蓄電池システム設備設置費補助制度対象を事業者に拡大検討
- 公共施設への太陽光発電システム等の率直的導入
- 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの研究、導入検討

取り組み

②バイオマス等の活用の推進

- 住宅用バイオマス燃料ストーブ設備設置費補助制度に関する普及啓発の継続
- バイオマス燃料ストーブ設備設置費補助制度対象を事業者に拡大検討
- 木質バイオマス利活用に関する先進事例の情報収集及び課題・対策の研究、公共施設への積極的な導入検討

基本目標2

省エネルギーの推進

施策指標	基準 2013 年度（平成 25 年度）	目標 2030 年度（令和 12 年度）
町内からの温室効果ガス総排出量	約 136.0 千 t- CO ₂	約 68.0 千 t- CO ₂

※ 「桑折町地域まるごと省エネ計画」では、国、県の目標を踏まえ、2013 年度（平成 25 年度）を基準に、2030 年度（令和 12 年度）までに 50%削減することを目標とした。

施策指標	基準 2021 年（令和 3 年）	目標 2026 年度（令和 8 年度）
町の事務事業からの温室効果ガス 総排出量（事務事業編）	約 21.3 千 t- CO ₂	約 17.8 千 t- CO ₂

※ 桑折町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、2021 年度（令和 3 年）を基準に、2026 年度（令和 8 年度）までに 15%削減することを目標としている。

施策指標	現状 2023 年度（令和 5 年度）	目標 2030 年度（令和 12 年度）
「ふくしまゼロカーボン宣言」 事業の参加数	12	30

取り組み

①事業者の省エネルギーの推進

- 「ふくしまゼロカーボン宣言」への参加促進
- 省エネルギー診断の促進
- BEMS*等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器*の導入促進
- 「COOL CHOICE 運動*」への参加促進

取り組み

②町民の省エネルギーの推進

- 「エコチャレンジ」への町民の参加促進
- うちエコ診断*等省エネルギー診断の促進
- HEMS*等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の購入促進
- 「COOL CHOICE 運動」への参加促進

取り組み**③町の省エネルギーの推進**

- 「エコチャレンジ」への職員の参加促進
- 「ふくしまゼロカーボン宣言」への積極的参加
- 高効率設備機器の導入促進
- 「COOL CHOICE 運動」の推進

基本目標3**脱炭素型まちづくりの推進**

施策指標	現状 2022 年度（令和 4 年度）	目標 2030 年度（令和 12 年度）
公共交通利用者数 （JR）	494 人／日	500 人／日

取り組み**①脱炭素型車社会づくりの推進**

- 公共交通・自転車利用の促進
- 次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車）の購入促進
- エコドライブ*の推進

取り組み**②省エネルギーに配慮した建物への転換の促進**

- 住宅、建物の省エネルギー化の促進
- 緑のカーテン*の普及など、まちの低炭素化に貢献する緑地の促進

取り組み**③吸収源となる森林の保全・活用**

- 緑地の保全
- 植林活動の促進

取り組み**④地産地消の促進**

- 小中学校給食における町内産品の利用促進
- 広報等による町民向け地産地消*推進と町内産品の安心・安全性PR

基本目標4**循環型社会の推進**

施策指標	現状 2023 年度（令和 4 年度）	目標 2030 年度（令和 12 年度）
一日一人当たりのごみ排出量	1,281 g	850 g
資源化率（リサイクル率）	8.9%	15%以上

【(出典) 桑折町総合計画統計資料、福島県廃棄物処理計画】

取り組み**①ごみの減量化・資源化促進**

- ごみの減量化・再使用・資源化の取り組みの推進
- 食品ロス*等を減らす取り組みの推進

基本目標5**適応策の推進****取り組み****①適応型防災対策の推進**

- ハザードマップ*の周知
- 防災に関する情報の提供の推進
- 防災訓練の実施

取り組み**②適応型健康対策の推進**

- 熱中症予防の啓発と注意喚起
- 感染症等の予防と対策の推進

基本目標6**多様な人々が取り組む環境づくり****取り組み****①情報交換の場の醸成**

- 地球温暖化対策の情報提供の推進
- 多様な地球温暖化対策の発信方法の検討
- 町・事業者・町民の環境美化活動への積極的な参加促進

取り組み**②体験・学習の場の創出**

- 環境教育・学習体験の推進
- 環境教育・学習講座の実施支援
- 地球温暖化対策を担う人材育成の促進

2. 町民・事業者の取り組み

町民・事業者は、町の施策・事業に伴うそれぞれの取り組みを自主的に推進していきます。

町民の取り組み

- ・ ごみの減量化に努める
- ・ COOL CHOICE 運動に参加する
- ・ こまめな消灯など、日常生活での省エネ行動を習慣化する
- ・ 家電や照明等の購入時は、LED など環境に配慮した低炭素サービスの選択に努める
- ・ リフォームや建替の際には、省エネ建築物となるように努める
- ・ 再生可能エネルギーに関心を持ち、理解を深め、積極的な導入に努める
- ・ 公共交通機関や自転車を積極的に利用する
- ・ 自動車の運転時は、エコドライブを心掛ける
- ・ 電気自動車など、次世代型自動車の導入に努める
- ・ 緑のカーテンを設置して日差しを和らげる
- ・ クールシェアスポット*、ウォームシェアスポット*を利用する
- ・ 災害への備えを確認しておく
- ・ エコチェレンジへの積極的参加

事業者の取り組み

- ・ ごみの減量化に努める
- ・ COOL CHOICE 運動に参加する
- ・ クールビズ*・ウォームビズ*を実施する
- ・ 省エネ診断を受診する
- ・ 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニング*を実施する
- ・ 設備機器の更新や建物のリフォームの際は、高効率空調*や BEMS などの省エネルギー型の設備導入に努める
- ・ 環境マネジメントシステム*（エコアクション21*、ISO14001*、エコステージ*、グリーン経営認証*など）を積極的に導入する
- ・ 太陽光発電、太陽熱利用システムや木質バイオマスなどの再生可能エネルギー設備の導入に努める
- ・ 共同配送*を採用するなど、物資輸送の省エネ化に努める
- ・ 電気自動車など、次世代自動車の導入に努める
- ・ 自動車の運転時はエコドライブ*を心掛ける
- ・ クールシェアスポット、ウォームシェアスポットの開設に協力する
- ・ 災害への備えを確認しておく
- ・ 「ふくしまゼロカーボン宣言」へ積極的に参加する。

第5章 重点プロジェクト

●地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

桑折町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を着実に推進し、町の事務事業からの温室効果ガス排出量削減を図ります。

●ごみ減量化の推進

本町の一人1日あたりのごみ排出量は令和4年度実績で1,281gと、全国平均901g（令和2年度）と比較すると非常に多い排出量となっております。このことから、ごみ焼却による環境への負荷や焼却に必要なエネルギー消費量等も考慮し、町民や事業者と連携しながら、経済的負担を伴わずに日常的にごみの減量化に取り組めます。

○ ごみの発生・排出抑制

買い物用ビニール袋や包装紙などの余計なものはいらないと断る（Refuse 断る）、ごみを減らす（Reduce 減らす）、物を大切に使う（Reuse 再利用する）、資源として再利用する（Recycle 再資源化）、という4Rの取り組みを推進強化します。

○ 生ごみギュッとひと絞り

可燃ごみの多くの割合を占める生ごみは、その大部分が水分です。水分が減ることで、臭いの発生抑制だけでなく、ごみ処理に必要な燃料も削減できます。生ごみを出す前、各家庭での「ギュッとひと絞り」が習慣化するよう、強力に推進します。

○ 分別排出の徹底

分別して排出することで資源として再利用できるものが多々あります。ごみ袋に入れる前に、別種類のごみが混ざっていないか、洗えば資源として再利用できるものではないかなど、ごみに対する意識・気遣いを喚起します。

○ 家庭及び町内飲食店での食品ロス削減

在庫を確認して必要なものだけ購入する、食べ切れる量を調理する、食品の期限を確認して使い切るといった家庭での取組の普及を図ります。また、飲食店等では食べ残しが減るようなメニュー設定や店内表示、福島県が推進する「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」の認定を受けるなど、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者を広報等で周知します。

●再生可能エネルギーの普及促進

循環型社会の構築、地球温暖化防止と環境への負荷の少ない脱炭素社会の実現のため、将来のスマートコミュニティ化も視野に入れながら、再生可能エネルギーの普及促進の取り組みを進めます。

○ 住宅用再生可能エネルギーシステム設備等の設置推進

災害時の備えやエネルギーの自給自足を促進するため、住宅等への太陽光発電設備や蓄電池設

備の設置等に対して、補助金等を交付し普及を図ります。

○ 事業所等へ対する取り組み

設備機器の更新や建物のリフォームの際は、高効率設備や BEMS などの省エネルギー型の導入と太陽光発電等の再生可能エネルギー設備導入を促進します。また、町も各施設の ZEB 化や太陽光発電設備や蓄電池設備等の再エネ設備の導入に努めます。

●環境への負荷を抑えた交通施策の推進

本町においての主な移動手段は自家用車であることから、自動車から排出される CO₂ の削減は、地球温暖化対策として非常に有効であることから、環境負荷を抑えた移動手段の周知徹底を図ります。

○エコドライブの推進

エコドライブの実践は環境負荷の低減だけでなく、燃費の向上・コスト削減にもつながることから、町民・事業者に対し普及啓発を進めます。

○次世代自動車の普及に向けた支援

電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）はエネルギー効率が高く、環境性能に優れていることから、町民・事業者の積極的な導入を図るための施策を検討します。

○献上桃の郷おでかけバス制度の普及促進

令和 2 年度より実施している「献上桃の郷おでかけバス」制度利用時に、相乗りをすることで、CO₂ 排出抑制が期待できることから相乗りでの利用を推進します。

○鉄道・バス等の公共交通機関の利用推進

自家用車の使用を減らし、かつ、町民の移動を支える上で鉄道・バス等の公共交通機関の利用拡大は重要です。広報活動を通して公共交通機関を活用する新しい生活スタイルを町民に提案し、鉄道・バス等の利用促進を図ります。

●COOL CHOICE（クールチョイス）運動への参加

本町では低炭素社会実現のため、COOL CHOICE 運動に賛同登録し、「賢い選択」を通して町全体で地球温暖化対策に寄与します。COOL CHOICE 運動は低炭素型の製品（エコカー、省エネ住宅、省エネ家電等）、サービス、ライフスタイルなど、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動です。また、COOL CHOICE 運動の普及と共に、地球温暖化対策や省エネ方法などを楽しく学ぶことができる事業等も検討します。

第6章 計画の推進

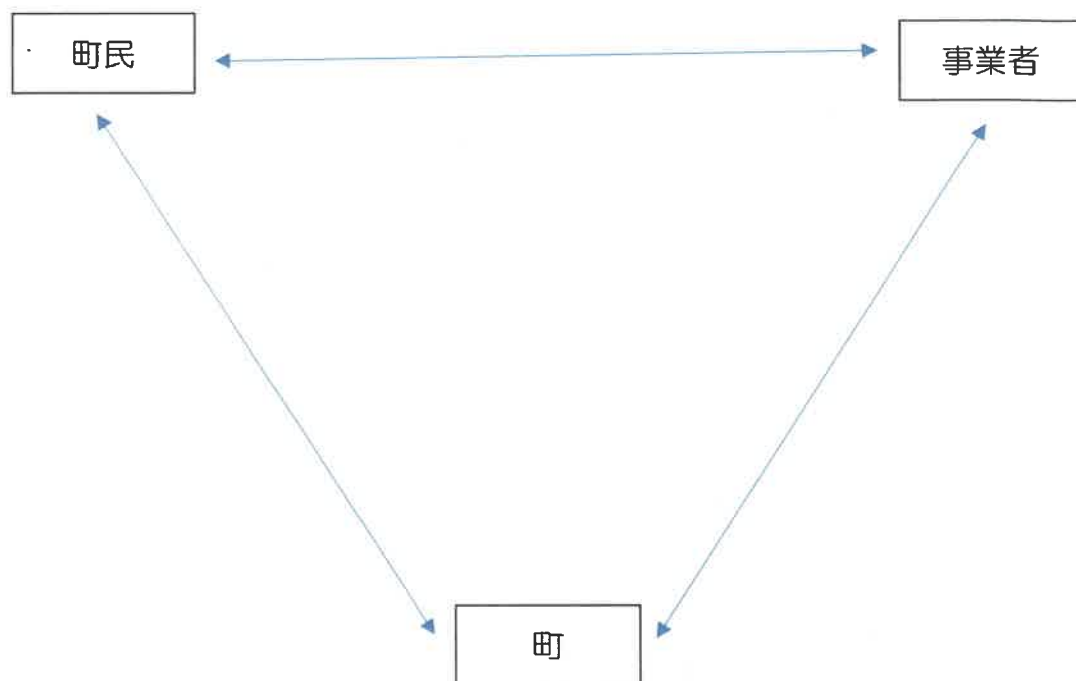
第1節 計画の推進体制

地球温暖化問題は、町民や事業者の日常の生活や事業活動が原因となっている点で従来の公害問題とは決定的に異なります。

地球温暖化問題の解決には、本町の自然的条件や社会的条件のもと町民や事業者一人ひとりが自らの問題として捉え、町と連携・協働して各種の取り組みを進めていく必要があります。

町・事業者・町民が一体となって施策推進のための情報共有を図り地球温暖化対策や気候変動への適応に取り組むなど計画推進に努めていきます。

図表 16 推進体制図

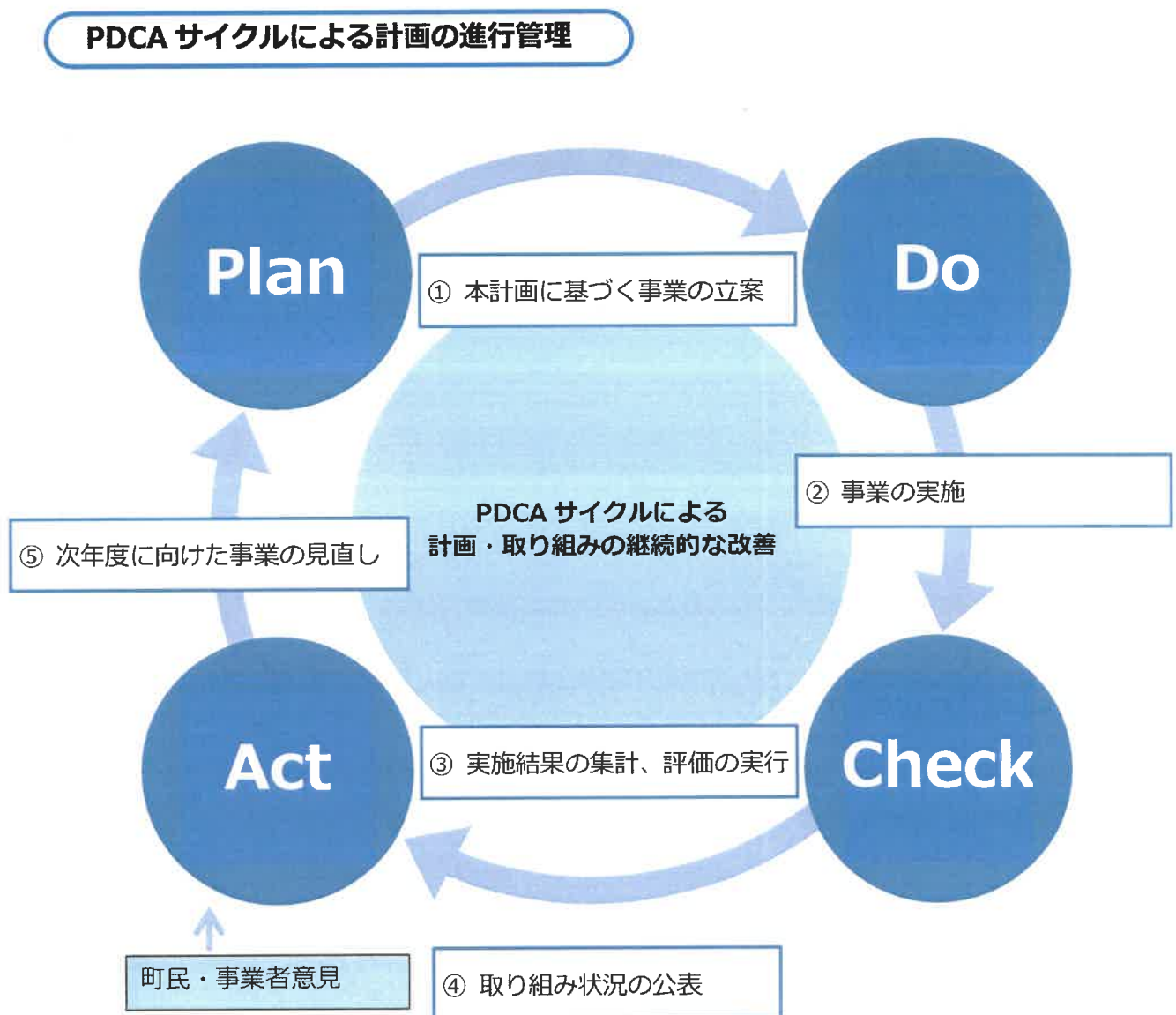


第2節 計画の進捗管理

「地域まるごと省エネ計画」の着実な推進を図り、町・事業者・町民の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返すPDCAサイクルにより、進行管理を実施していきます。

また、必要に応じて計画本体についても評価・見直しを実施し、その取り組み状況について、公表・周知をしていきます。

図表 17 進行管理



用語集

【ア行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴い生じる「家庭ごみ」と、商店等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類される。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温 20℃を目安に冬季を快適に過ごすライフスタイル。暖房温度の適正化とその温度に適した服装や取組を促し、重ね着する、体を温める食事を摂る、などが一例。

うちエコ診断

家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、専用ソフトを使ってエネルギーを使い過ぎている場所を分析し、気候やライフスタイルに合わせた省エネ、CO₂削減の具体的な対策の提案を行う。

エコアクション21

中小事業者等も容易に環境配慮の取組が進められるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つにしたツール。幅広い事業者が使いやすいシステムを構築するとともに、目標設定、行動、結果取りまとめ、評価、報告のための方法も提供している国内規格。

エコステージ

ISO14001 の意図を踏まえつつ、現状の経営システムを基盤として、「経営とリンクした環境マネジメントシステム」へ進化させようとする環境経営評価・支援システム。ISO14001 と整合性が高く、中小企業も導入しやすいのが特徴の国内規格。

エコチャレンジ事業

一世帯あたりに排出される CO₂ の 1 % 以上の削減を目指し、家庭で取り組むことのできる省エネ活動を実践する、福島県の県民参加型事業。各省エネ活動はスギの木の本数に換算されており、1 年間で 6 本分以上の削減となるように自ら目標設定して実践する。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器、システムの適切な運用改善等を行う。

エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策であり、CO₂や排気ガスなどの削減に有効。他にも、余分な荷物を載せない、経済速度の遵守、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのことで、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類としている。

温泉熱発電

温泉の熱を利用したバイナリー発電。

温度差熱

地下水、河川水、下水などの水源を熱源としたエネルギー。夏は水温の方が低く、冬は水温の方が高いという水の持つ熱を、ヒートポンプの原理を用いて冷暖房や給湯にも利用されている。

【力行】

カーボンニュートラル

二酸化炭素の「生産などによる排出量」と「植物の光合成などによる吸収量」を同量にし、実質的な二酸化炭素排出量をプラスマイナスゼロにすることを目的とする。

環境マネジメントシステム

企業や団体などの事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくことが環境マネジメントであり、そのための体制や手続き等の仕組。

緩和策（気候変動緩和策）

温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「適応策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策をいう。

気候変動適応法

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応による影響及び情報の提供その他必要な措置（気候変動への適応推進）を講ずることで、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減等を図り、将来にわたって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律。

気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート

主に日本を対象にした気候変動の観測・予測及び影響評価分野の最新の知見を統合・要約し、取りまとめたもの。

共同配送

複数の荷主が同じ運送トラックに共同して商品配送を委託する配送方式。

京都議定書

1997年（平成9年）12月に京都で開催されたCOP3において採択された議定書で、2005年（平成17年）2月発効。先進各国の温室効果ガスの排出量について、法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

グリーン経営認証

環境保全を目的にした取組を行っている運輸事業者（トラック、バス、タクシー、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫）に対する認証制度。

クールシェア

1人あたりのエアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うこと。複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる、公園や図書館などの公共施設を利用するなど。

クールシェアスポット

クールシェアに賛同する企業・団体、個人が登録する、誰でも気軽に集まって涼むことができる場所。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温28℃を目安に夏季を快適に過ごすライフスタイル。冷房温度の適正化とその温度に適した軽装や取組を促し、ノー上着・ノーネクタイが代表的な軽装スタイル。

高効率空調

小さなエネルギーで冷房・暖房能力を引き出すことができる空調設備。主にセンサーとインバータによる低負荷運転を組み合わせ、省エネルギー化を実現している。

高効率設備機器

環境への負荷を抑えた機器。LED照明や消費電力の少ない省エネ家電なども増えている。

桑折町再生可能エネルギー導入推進計画

桑折町の特色や特性に適した再生可能エネルギーの推進・普及を図るため、目標を設定し、取

組の方針を定めた計画。

桑折町総合計画 献上桃の郷こおり未来躍動プラン

まちづくりの目標と方向性、施策を示すもので、桑折町行政の最上位計画。

桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、桑折町の実情や将来の展望を客観的に分析し、人口減少と地域経済縮小の克服を目指すための取組をまとめたもの。

桑折町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、桑折町役場が一事業者として温室効果ガス排出量削減に取り組むために定めた計画。

【サ行】

再生可能エネルギー

持続的に利用することができると認められたエネルギー源を利用して生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマスが具体的なエネルギー源として定められている。

再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン

再生可能エネルギーの導入が進むにしたがって顕在化した、電力需給調整の問題や送電網の脆弱さなどの新たな課題の解決に取り組み、再生可能エネルギー100%の目標に向けて着実なステップを踏むために福島県が策定した施策。

小風力発電設備

小規模の風力発電。大きな土地が不要で、設置が比較的容易。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品。

水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給する場所。水素ステーションは、車両に水素を供給するためのノズルを備えたディスペンサ、水素タンク、圧縮機などから構成される。

【タ行】

太陽光発電

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光を照射して発電を行う方法。

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて、二酸化炭素をはじめとする「温室効果ガス」が大気中に大量に排出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象。

地球温暖化対策計画

日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について定めている。2016年（平成28年）5月閣議決定。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって取り組むための枠組みを定めた法律。1998年（平成10年）成立、2021年（令和3年）に改正し、基本理念に2050年までの脱炭素社会の実現が明記された。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内で消費する取組。食育の推進、地域活性化、食料自給率向上、輸送距離が短縮されることによる排出ガス削減などが期待される。

地中熱発電

地中熱は地表からおおよそ地下200mの深さまでの地中にある熱で、その熱を利用した発電。どこにでもあり、昼夜間または季節間の温度変化が小さいことが特徴。

適応策（気候変動適応策）

気候変動の影響に対し、自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、またその新しい気候条件の利用を踏まえた対策。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちにに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

電気自動車（EV）

電動モーターで車を駆動させる自動車。走行中にCO₂や排気ガスを出さないため、環境対策に役立つ。

【ナ行】

燃料電池自動車（FCV）

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る電気自動車。発電の際は水しか排出されないクリーンなシステム。一般的な自動車が燃料としてガソリンスタンドでガソリンを補給するのに対し、燃料電池自動車は燃料として水素ステーションで水素を補給する。

【八行】

バイオマス

動植物などから生まれた再生可能な有機性資源で、家畜排泄物や生ゴミ、木くず、もみがら等が代表的。バイオマスはエネルギー転換技術により、エタノールやメタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができるため、化石燃料の使用削減に繋がる。

バイオマス発電

バイオマス資源を、直接燃焼やガス化などして行う発電。

バイオマス熱利用

バイオマス資源を直接燃焼させることで発生する蒸気の熱利用や、バイオマス資源を発酵させて発生するメタンガスの燃焼利用など。間伐材や廃材などを資源として有効活用できること、排熱がエネルギーとして利用できること、生物系廃棄物を削減できることなどがメリット。

バイナリー発電

沸点の低い媒体を加熱し蒸気させて、タービンを回す発電。主に温泉や工場排水などの熱エネルギーが利用される。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被害想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置を示した地図。その地域の土地の成り立ちや災害の訴因となる地形・地盤の特徴、過去の災害履歴などの情報が基となっている。

パリ協定

2015年（平成27年）12月にフランスのパリで開催されたCOP21において採択された、新たな地球温暖化対策の法的な枠組みとなる協定。世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」などが盛り込まれている。

福島イノベーション・コースト構想

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指すプロジェクト。廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野における具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に取り組んでいる。

福島議定書

温室効果ガス削減に福島県民総参加で取り組むため、事業所や学校が二酸化炭素排出量等の削減目標を定め、知事と議定書を交わして取組を進める事業。

福島県地球温暖化対策推進計画

福島県が策定した地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。温室効果ガスの削減目標として、2020 年度（令和 2 年度）は 2013 年度（平成 25 年度）比 25%削減、2030 年度（令和 12 年度）は 2013 年度（平成 25 年度）比 45%削減を掲げ、県民総ぐるみで復興と共に県の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策を進めることなどが明記されている。

福島新エネ社会構想

福島県全体を新たなエネルギー社会のモデル創出拠点とすることで、エネルギー分野から復興を後押ししようとする構想。福島県は「2040 年頃には県内エネルギー需要の 100%以上相当量を再生可能エネルギーから産み出すこと」を目標としており、福島イノベーション・コースト構想における新エネルギー分野の取組を加速させている。

【マ行】

マイクロ水力発電

100k w以下の水力発電。1,000 k w以下をミニ水力、10,000 k w以下を小水力と分類。ダムのように水を貯めることなく、河川の水をそのまま利用して発電する。

緑のカーテン

ゴーヤやヘチマ、朝顔などつる性の植物を育てて、ネット一面にはわせることによってできる植物のカーテン。化石燃料を使わずに涼しさを得られ、葉が茂っていれば、日射が持つ熱エネルギーの約 80%以上カットでき、室内に入る熱量を 20%以下にまでできる。

木質バイオマス

木材からなるバイオマス。伐採や造材時に発生する枝や葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮、のこ屑、住宅の解体材や街路樹の剪定枝など。

【ヤ行】

約束草案（＝日本の約束草案）

2020 年（令和 2 年）以降の新たな温室効果ガス排出削減目標。2030 年度（令和 12 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）比 26%減（2005 年度比 25.4%減）の水準。

【英数】

BEMS（ベムス）

Building Energy Management System の略称。業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。

COOL CHOICE 運動（クールチョイス運動）

脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの転換」など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。パリ協定を受け、日本が掲げる 2030 年度（令和 12 年度）に温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比 26%削減の目標を達成するためには、家庭・業務部門における温室効果ガスの 40%削減が必要であることから、この運動が推進されている。

COP（コップ）

（Conference of the Parties：締約国会議）。1995 年にドイツのベルリンでの第 1 回締約国会議（COP1）開催。以来毎年開催され、環境問題に限らず、多くの国際条約の中でその加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

HEMS（ヘムス）

Home Energy Management System の略称。一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組。

IPCC（アイピーシーシー）

（Intergovernmental Panel Climate on Change：気候変動に関する政府間パネル）。1988 年、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立の機関。各国政府から推薦された科学者が参加し、気候変動に関する最新科学的知見について報告書にまとめている。

ISO14001（アイエスオー14001）

環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格。基本的構造は、PDCA サイクルと呼ばれ、(1)方針・計画（Plan）、(2)実施（Do）、(3)点検（Check）、(4)是正・見直し（Act）のプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントレベルを継続的に改善する。なお、方針の策定などには最高経営層の責任ある関与を求め、トップダウン型の管理を想定している。

桑折町地域まるごと省エネ計画
【桑折町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】
2024 年（令和 6 年）2 月

福島県桑折町